



一般社団法人

日本雇用環境整備機構

-情報交流制度加盟員専用-

2019 年
11 月号

発行日 令和元年 11 月 25 日(第 8 号)
(月1回/毎月 25 日発行)
発行元 日本雇用環境整備機構事務局
東京都新宿区西新宿 5-8-1 第一とちビル

特集：『がんと就労について』

/桜井なおみ（CSRプロジェクト代表理事）

JEEニュース第8号発刊にあたって

情報交流制度加盟員の皆様に様々な雇用情報をお届けする JEE ニュース、第 8 号の特集は「がんと就労」です。

日本人の死因の上位は「がん（悪性新生物）、急性心筋梗塞、脳卒中」です。これは多くの人が知っていることですが、その中でも「がん」は 2 人に 1 人が罹患し、3 人に 1 人が亡くなっているとまで言われています。メディアでも取り上げられ、著名人の訃報でも伺うことがあると思います。現在は、医療も薬剤も急速に進歩して、早期発見・早期治療すれば、十分に社会復帰できるようになってきました。そのため、働き盛り世代においては治療と仕事の両立ができる環境が求められるようになってきました。がん対策の法令も整備され、国の施策でも謳われるようになってはいますが、まだ道半ばと言った状況で満足できる雇用環境が整備されているとは言

えません。治療しながら働くことは、現役世代の人にとっては無視することができない大事なテーマです。安心して治療を続けるためには、安定した生活基盤が必要です。今のがん罹患者の就労状況・雇用環境を知り、身の回りにある職場環境を見つめ直してもよいのではないのでしょうか？本機構では全国の企業・団体等で活躍する雇用環境整備士の皆様の知識向上の一助となりますよう、役立つ様々な情報を毎月お伝えしてまいります。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

一理事長 石井京子一

本機構のホームページをご覧になったことがありますでしょうか？WEB上でも色々な情報、メルマガバックナンバー、Q&A など有益なコンテンツを揃えております。

アドレスは下記↓

<http://www.jee.or.jp>

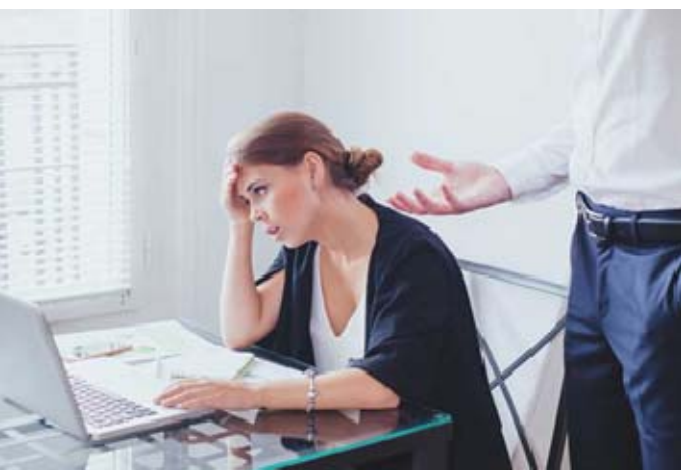
育児・障がい・エイジレス雇用の国内推進を目的として、受け入れる企業側に適正な雇用環境の整備を行っています。

一般社団法人
日本雇用環境整備機構
Japan Employment Environment Improvement Organization

03-3379-5597

受付時間：10:00~17:00

お問い合わせ



お問合せ先 : Mail. info@jee.or.jp
TEL.03-3379-5597
FAX.03-3379-5596

編集 日本雇用環境整備機構 事務局（メルマガ担当係）
発行 日本雇用環境整備機構 <http://www.jee.or.jp>
本機構は育児・障害・エイジレス雇用促進団体です（所管：内閣府）
※公式ホームページからバックナンバーも閲覧できます。



@jee_twt



@日本雇用環境整備機構

(C)2019 JEE Org

『がんと就労について』

一般社団法人 CSR プロジェクト 代表理事 桜井なおみ

はじめに

がんの治療成績は年々向上をしており、アメリカの ADA 法 (Americans with Disabilities Act) の中では、がんは、「Chronic disease (慢性疾患)」に相当するものとして 2009 年から加えられています。がんは、日本人の死因の第一位であり、二人にひとりが診断されるとも言われている「国民病の一つ」です。このような状況から、今日までに、がん対策基本法の策定、がん対策推進基本計画の閣議決定などの対策推進がなされてきました。しかしながら、がん患者の就労支援も重要な位置づけとして施策が立てられてはいますが、現実には病気の状態だけでなく、雇用環境や心のケアなど、さまざまな要因が就労に影響を与えて難しくしている面もあり、企業が対応していくべき点がいくつもあると思います。がん罹患患者の雇用に関して、雇用主が職場で取り組むべき“雇用環境整備”は重要です。ここではがん罹患患者の就労や雇用状況及び課題等をお伝えできたらと考えます。

1. 働く世代のがん

厚生労働省によると、仕事をもちながらがん治療で通院をしている者は 32.5 万人いると推計されています(厚生労働省「平成 22 年国民基礎調査」を基に同省健康局にて特別集計したもの)。これを企業規模別にみると、1000 人以上・官公庁が 28%と最も多く、次いで 1~29 人(26%)、100~499 人(19%)、30~99 人(16%)、500~999 人(6%)となっており、あらゆる規模の企業で治療中のがん患者が働いていることがわかります。

(図 1) は、国立がん研究センターがん対策情報センターがまとめた最新のがん統計を年齢別に整理したグラ

フですが、2014 年に新たに診断されたがん(罹患全国合計値)は 867,408 例となっています(男性 501,527 例、女性 365,881 例)。これを 20 歳から 64 歳で集計すれば 234,612 人(全体の 27.0%)、雇用年齢の延長を前提に 20 歳から 69 歳で集計すれば 359,092 人(全体の 41.4%)となっていることがわかります。

このように、今後、多様性の一つとして「病気」は必須事項であることが、人口動態からも理解できます。

2. がんの生存率

本庶先生のノーベル賞受賞で話題にもなった免疫チェックポイント阻害薬の登場など、近年のがん医療は目覚ましい進歩を遂げています。この治療成績を表す指標として、「5 年相対生存率」というものがあります。これは、「あるがんと診断された場合に、治療でどのくらい生命を救えるかを示す指標」とされており、がんと診断された人のうち 5 年後に生存している人の割合が、日本人全体での割合と比べてどのくらい低いかを示すものです。つまり、0%に近ければ治癒困難ながん、100%であれば救えるがんという意味になるわけです。

2006 年から 2008 年にがんと診断された人の 5 年相対生存率は男女計で 62.1% (男性 59.1%、女性 66.0%)となっており、(図 2)をみればわかるように、その治療成績は大きく改善してきています。

また、がんの平均在院日数は、1999 年には 40.9 日と 1 カ月以上も入院していたものでしたが、2017 年では 16.1 日と、この 20 年で半分以上にまで短縮化しています(2017 患者調査の概況・厚生労働省)。以前は、抗がん剤などの薬物療法といえば入院をして治療を受けることが当たり前でしたが、現在は通院が主流になっており、

がんを巡る3つの課題

がん患者は増加しており、うち3人に1人は就労可能年齢で罹患



この特集を読むには、本機構の情報交流制度にご加盟をお願い致します。

法人・個人どなたでも加盟できます。

全文を読むためにはパスワードが必要です。

ご加盟されている方には隠部を解除するためのパスワードを毎月お届けしております。

情報交流制度加盟の詳しくは下記ご覧ください。

<http://www.jee.or.jp/network/network.html>

がん患者は増加しており、うち3人に1人は就労可能年齢で罹患

3. 国の政策
診療形
2016年12月
されました
「就労」

うになっています (図3参照)。この改正を踏まえ、国の第三期がん対策推進基本計画では「がんとの共生」がうたわれ、患者、家族のみが病気と向き合うのではなく、社会全体が病気と向き合っていく方向性が明記されました。

がんに対する世論の意識調査は、前述のがん対策基本法が成立して以降、2007年から、ほぼ2年に一度の間隔

で実施されています (東日本大震災が発生した年を除く)。最新の調査結果は、2019年9月27日に内閣府から「がん対策・たばこ対策に関する世論調査 (令和元年度)」として結果が発表されています。この調査は、統計的な考え方に基づいて選ばれた全国の18歳以上の男女3千人を対象に、調査員が訪問する面接形式で実施されています

が、「仕事と治療等の両立についての認識」が調査項目に加えられたのは2013年、第二期のがん対策推進基本計画（2012年6月閣議決定）の中で「がん患者の就労を含めた社会的な問題」が新しく加えられて以降になります。

（図3）

改正がん対策基本法のポイント（2016年12月9日成立）

第二条（基本理念）

四 がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること。

七 がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に実施されること。

第八条（事業主）

事業主は、労働者及び地方公共団体

第二十条（労働者）

国及び地方公共団体、事業主その他の必要な施設

第二十三条（労働者）

国及び地方公共団体、事業主その他の必要な施設に関する教育

調査では、
て、「現在
2週間に一
けられる理
えくさ
といえ
う思わな
になって
のように
仕事に
数字に変

の調査結果を比べると、「働き続ける環境だと思う」と回答した人の割合が26.1%から37.1%と、11.0%ほど向上していることがわかります。この数字の変動を大きいと考えるか、小さいと考えるかは、人によって異なりますが、2013年から2017年の間の変化があまり大きくないことを鑑みれば、この2～3年での数字の向上、両立支援に対する意識の変化は大きいものと言えるのではないのでしょうか。

4. 就労継続への影響要因

この特集を読むには、本機構の情報交流制度にご加盟をお願い致します。

法人・個人どなたでも加盟できます。

全文を読むためにはパスワードが必要です。

ご加盟されている方には隠部を解除するためのパスワードを毎月お届けしております。

情報交流制度加盟の詳しくは下記ご覧ください。

<http://www.jee.or.jp/network/network.html>

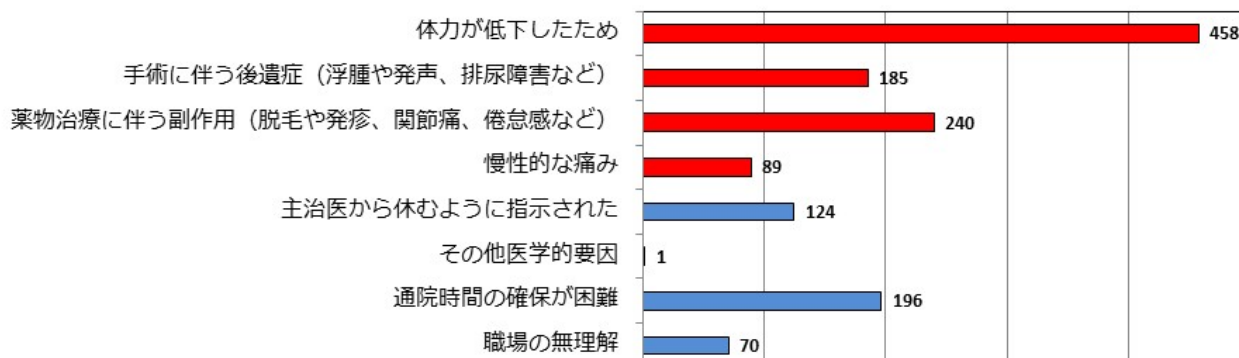
（表1）

※質問

働きつづけられる環境だと思いますか？」

調査年月日	2013年3月18日公表(平成25年1月調査)	2015年1月19日公表(平成26年11月調査)	2017年1月30日公表(平成28年11月調査)	2019年9月27日公表(令和元年7月調査)
「そう思う」とする者の割合	26.1% 「そう思う」8.2%+「どちらかといえばそう思う」17.8%	28.9% （「そう思う」10.4%+「どちらかといえばそう思う」18.5%）	27.9% （「そう思う」9.8%+「どちらかといえばそう思う」18.1%）	37.1% （「そう思う」12.8%+「どちらかといえばそう思う」24.3%）
「そう思わない」とする者の割合	68.9% 「どちらかといえばそう思わない」35.8%+「そう思わない」33.0%	65.7% （「どちらかといえばそう思わない」38.2%+「そう思わない」27.5%）	64.5% （「どちらかといえばそう思わない」35.2%+「そう思わない」29.3%）	57.4% （「どちらかといえばそう思わない」34.5%+「そう思わない」23.0%）

就労継続に影響を及ぼした事項



この特集を読むには、本機構の情報交流制度にご加盟をお願い致します。

法人・個人どなたでも加盟できます。

全文を読むためにはパスワードが必要です。

ご加盟されている方には隠部を解除するためのパスワードを毎月お届けしております。

情報交流制度加盟の詳しくは下記ご覧ください。

<http://www.jee.or.jp/network/network.html>

会的制度
治療に

(2) 離職
つ目は
後1年
用形態
ている
正規雇
会社

制度」、次いで「失効した有給休暇を再度使える制度」、「在宅勤務制度」の順である他、遅刻や早退への配慮、時間単位の有給休暇制度などが挙げられました。これらの制度は、子育てや介護、難病など、がん以外での両立支援においても、企業に求められる支援と共通するものが多く、企業内に多様な社員、多様なニーズを組み入れておくことの意味や大切さが見えてきます。

資源の
美省か
なり、
した。
点で考
従業員
や生産
業績向
より、

より増進して、これにより従業員の能力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす」ことにつながるでしょう。

例えば、高齢者雇用について考えてみます。「両立支援」というと、何となく30代～40代のがん患者を思い浮かべる人が多いかもしれませんが、雇用年齢が延長になれば、50代、60代のがん患者も働き手として大きなウェイトを占めてくることになります。この世代はがんの

働き方を変更した時期

- 診断直後
- 1カ月以内
- 1～3カ月経過
- 3～6カ月経過
- 6カ月～1年経過
- 1年～1年半経過
- 1年半～2年経過
- 2年以上経過してから
- その他

働き方を変えた人ベース

この特集を読むには、本機構の情報交流制度にご加盟をお願い致します。

法人・個人どなたでも加盟できます。

全文を読むためにはパスワードが必要です。

ご加盟されている方には隠部を解除するためのパスワードを毎月お届けしております。

情報交流制度加盟の詳しくは下記ご覧ください。

<http://www.jee.or.jp/network/network.html>

発症年齢
両立は、
になって
現状は厳
(図6)
らの生き
歳で「か
されたか
ステーシ
でした。

一般的に早期発見であれば、体調に応じて1日程度休めれば、十分に仕事と治療が両立できる状況であると推測されますが、定年退職後に継続雇用された人の割合は45.9%と、一般の継続雇用率84.1%(厚生労働省・平成29年「高齢者の雇用状況」と比べて著しく低いものです(図6参照)。

再雇用をされた人の働き方を聞くと、週4.83日、36.1時間勤務が平均値となっていることから、再雇用され

たがん患者は、ほぼフルタイム勤務の状態であったことがわかります。

半数以上の継続雇用されなかった人の理由は、第1位が「働くことを希望しなかったから35.9%(男性:34.6%、女性42.9%)」、第2位が「労働条件が体力に合わなかつ

1週間の就労日数	78	4.83日/週
1週間の就労時間	78	36.1時間/週

たから 22.8% (男性 25.6%、女性 7.1%)」、第3位が「身体の状態が働けるまで回復していなかったから 17.4% (男性 20.5%)」となっていることや、「再雇用を希望したが会社から断られた (5.4%)」とした割合は、一般の割合 0.2% (厚生労働省・平成 29 年「高齢者の雇用状況」と比べて著しく高い状況などからも、若い世代だけではなく、高齢者雇用においても、柔軟性や多様性のある働き方を用意していく事が企業には求められます。



このように、「真の意味での働き方改革」とは、中小企業や高齢者雇用、そして、病気や介護、性的マイノリティなど、「配慮が必要な従業員」への働き方を考え、対話をし、その能力が発揮できる環境を用意することであり、包括的な改革であることに、もっと注目をする必要があります。今後、国の政策が何を、誰を標準においた対策を講じるかは、私たちが次世代への責任ももって、見守り、時として、意見を述べていく必要があると言えるでしょう。

プロフィール

桜井なおみ (さくらい なおみ)

東京生まれ。大学で都市計画を学んだのち都市計画や環境学習等に従事。2004 年夏、30 代でがんの診断を受ける。働き盛りで罹患した自らのがん経験、就労体験を活かし、患者・家族の支援活動を開始。技術士、厚生労働省「がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会」構成員、元厚生労働省がん対策推進協議会委員、首都大学非常勤講師など。
著書に「がんと一緒に働こう」、「がんサバイバーのための就活 BOOK」(共に合同出版)等。



<< 著者関連ウェブサイト >>

◎一般社団法人 CSR プロジェクト公式ホームページ

<http://workingsurvivors.org/>

◎キャンサーソリューションズ株式会社公式ホームページ

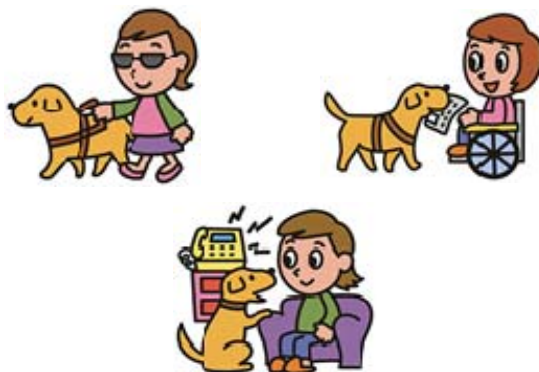
<http://www.cansol.jp/>

☆☆連載：職場のバリアフリーについて☆☆

～第4回：補助犬編～

補助犬とは、身体に障害のある人を補助する「盲導犬」、「介助犬」、「聴導犬」の総称です。盲導犬は障害物を避けたり、段差や角を教えたり、視覚に障害のある人が安全に歩くためのお手伝いをします。盲導犬が体につけている白い胴輪をハーネスといい、このハーネスを通して盲導犬の動きが盲導犬ユーザーに伝わり安全に歩くことができます。盲導犬はカーナビのように目的地まで連れて行ってはくれません。盲導犬ユーザーは頭の中で目的地までの地図を描きながら盲導犬に指示を出します。例えば、2 つめの角を左に曲がってその次の交差点を渡ったところにある郵便局に行く時、盲導犬ユーザーは盲導犬が教えてくれる角を確認しながら、目的地まで歩きます。途中に障害物や階段があると、盲導犬が教えてくれます。

介助犬は、着脱衣の補助、扉の開閉、手の届かないところに落としたものを拾ったり、肢体に障害のある人の動作を助けます。聴導犬は、赤ちゃんの鳴き声、FAX の呼び出し音、ドアのチャイムなどを、聴覚に障害のある人へ知らせます。



「身体障害者補助犬法」により、公共の施設や交通機関、デパートやスーパー、飲食店などの不特定多数の者が利用する施設は身体障害者補助犬の同伴を拒んではないことになっています。

【知っておきたい介助のポイント】

- 補助犬の位置はユーザーの横と決まっていますので、補助犬にぶつからないように気をつけましょう。
- 補助犬の集中力が途切れるような行動(手で触れる、声をかける、見つめる、食べ物を与えるなど)は、しないようにしましょう。(石井京子記)

☆☆雇用環境整備士資格講習会のお知らせ☆☆

本機構が認定する**雇用環境整備士**とは、育児・障がい・エイジレス対象者の雇用促進と受け入れるにあたっての適正な職場環境整備のための専門知識者資格です。Ⅰ種（育児者雇用）・Ⅱ種（障害者雇用）・Ⅲ種（エイジレス雇用）・Ⅳ種（学生雇用）の4種の専門知識者を養成しています。7月～9月に開催された夏季は延べ963名の整備士資格者が養成され各企業に設置され職場の環境整備に尽力ご活躍されていることと思います。

本年度第2回として、1～3月で冬季開催が決定しましたのでお知らせいたします。希望する方は以下からお申し込みください。

<http://www.jee.or.jp/workshop/workshop.html>



冬季は1月～3月内で全国7都市14開催決定

<雇用環境整備士資格講習会 冬季開催日程>

開催地	開催科目	開催日程
東京	2種（障害者雇用）	令和2年1月28日（火）
〃	3種（エイジレス雇用）	令和2年1月29日（水）
〃	4種（学生雇用）	令和2年1月30日（木）
〃	1種（育児者雇用）	令和2年1月31日（金）
仙台	2種（障害者雇用）	令和2年2月5日（水）
〃	4種（学生雇用）	令和2年2月6日（木）
名古屋	2種（障害者雇用）	令和2年2月13日（木）
福岡	1種（育児者雇用）	令和2年2月19日（水）
〃	2種（障害者雇用）	令和2年2月20日（木）
広島	2種（障害者雇用）	令和2年2月21日（金）
横浜	2種（障害者雇用）	令和2年2月27日（木）
大阪	2種（障害者雇用）	令和2年3月3日（火）
〃	3種（エイジレス雇用）	令和2年3月4日（水）
東京日曜	2種（障害者雇用）	令和2年3月8日（日）

☆☆育児・障害・高齢者・外国人の雇用に 関する関係する講習会のお知らせ☆☆

冬季開催の雇用環境整備士資格講習会に合わせ以下の関係講習会も開催します。講習時間は10:00～12:15です。

- (1) 外国人を雇用する際に雇用主及び人事担当者が知っておくべき知識と育児中の外国人を雇用するポイント講習会（第Ⅰ種整備士講習会と同日開催）

<http://www.jee.or.jp/workshop/childcare-workshop.html>

- (2) 障害のある社員の受け入れに際して、職場の同僚社員への啓発・指導のために管理職及び人事担当者が知っておくべき知識講習会（第Ⅱ種整備士講習会と同日開催）

<http://www.jee.or.jp/workshop/challenged-workshop.html>

- (3) 高齢者を継続雇用ではなく“中途採用”で雇用する際に雇用主や人事担当者が知っておくべき知識講習会（第Ⅲ種整備士講習会と同日開催）

<http://www.jee.or.jp/workshop/ageless-workshop.html>

■上記講習会は全て雇用環境整備士資格講習会と同日同会場のAM10:00～12:15にて開催されますので、午後13:00からの整備士講習と併せて受講することが可能です。（この場合¥5000円→¥4000円に割引制度）

■該当する雇用環境整備士資格者（または当日整備士になる者）は単位取得制度認定講座3単位が付与されます。既に整備士の方は更なる知識習得のために受講ください。（この場合¥5000円→¥4000円に割引制度）

■整備士以外の方でもどなたでも受講できます。

■本紙読者である**本機構の情報交流制度加盟員は割引制度が適用**されます。（この場合¥5000円→¥3000円に割引制度）

お申し込み、または詳細については本機構ホームページをご覧ください。

<http://www.jee.or.jp/workshop/workshop.html>

その他、お問い合わせは事務局まで(TEL. 03-3379-5597)

☆☆時事ニュース☆☆

～男性公務員の育休原則1カ月以上～

『政府は、男性の国家公務員の育児休業に関し、原則として1カ月以上の取得を促す方針を固めた。男性の育休取得が進まない地方自治体や民間企業へ波及させたい考えだ。2020年度の実施を目指す。育休を取得しても業務に支障が出ないような環境整備や、育休取得率を各省庁幹部の人事評価に結び付ける案を軸に検討している。近く概要を発表する見通しだ。』(2019. 10. 29付 共同通信)

日本の育児休業取得率は、女性が80%超なのに対して、男性は約6%と1割にも到達していません。男性が育休を取得しない理由を調査すると「業務が繁忙で職場が人手不足だったから」が1位で、大企業・中小企業も併せた全体平均では日本企業の7割以上の会社が男性社員の育休について取り組みをしていない調査結果があります。特に大企業では45%の男性社員が、育休について職場の理解・賛同・協力を得るのは難しいと感じているそうです。

民間の模範として行政庁が取り組み始めるのは良いことだと思いますが、障害者雇用の時に民間の模範と成り得なかった悪前例を育児者の雇用問題分野では是非払拭していただけることに期待しましょう。

雇用環境整備整備士クイズ

Q. 障害者雇用に関する昨年度のハローワーク職業紹介状況において次のうち正しいものはどれでしょう。
第Ⅱ種の整備士の方は試してみてください。

①新規求職申込件数は身体障害者が6万人と最多で、就業を望む精神障害者はこれよりも少なかった。

②実際に就業に至った障害者数は身体障害者が2万6千人で、就業に至った精神障害者よりも多かった。

③身体障害者の平均勤続年数は約10年で、知的障害者は約7年、精神障害者は約3年という結果が厚労省調査報告書より発表された。



④厚労省調査報告書によると、障害者の職場定着率を上げるにはコミュニケーションを容易にする手段や支援者の社内設置が不可欠と考察されている。

(答えは最終ページ)

☆☆適正事業者認定企業のお知らせ☆☆

～R1年9～10月に認定取得した企業～

以下の企業は雇用環境整備士を中心に職場環境を整備した社として新たに認定を受けましたので公開いたします。

(1) 育児者雇用の環境整備をして認定を取得した企業

- ・日東カストディアル・サービス株式会社 (東京都)
- ・株式会社富嶋電工 (茨城県)
- ・社会福祉法人諒和会 (熊本県)

(2) 障害者雇用の環境整備をして認定を取得した企業

- ・グリービジネスオペレーションズ (神奈川県)
- ・日東カストディアル・サービス株式会社 (東京都)
- ・社会福祉法人諒和会 (熊本県)

(3) 高齢者雇用の環境整備をして認定を取得した企業

- ・日本バンテック株式会社 (東京都)
- ・公益財団法人金沢市水道サービス (石川県)
- ・日東カストディアル・サービス株式会社 (東京都)
- ・社会福祉法人諒和会 (熊本県)

以上延べ10企業が新たに職場環境を整備し、認定を受けました。どのような取り組みをされたのか、どのような成果があったのか等は以下HPから閲覧できます。

これから雇用環境の整備に取り組みたいが何から始めたらよいか分からないという企業は参考にしてみてはいかがでしょうか。また、育児・障害・高齢者の求職者の方は、自身が働きやすい職場環境が整備されている企業を発見するための検索ツールとして活用ください。

<http://www.jee.or.jp/authorize/proper/proper.html>

本機構では認定企業名だけを公開しても促進・普及・啓発にはならないと考えております。閲覧者が本当に知りたいのは認定の有無ではなく、どのような取り組みをして認定を取得したのか、どのような環境整備が現になされたのかこそ最も知りたいことではないでしょうか。そこで本機構では認定企業の具体的な取り組み内容まで全て隠さず公開することで、その企業の最終的な審査のご判断は閲覧者自身に行っていただければ意義あるものになると考え、審査項目全公開という新しい認定制度の在り方で運営しております。

☆☆育児・障害・エイジレスQ&Aコーナー☆☆

/講習会で寄せられた受講者からの質問と講師の回答

Q1. 妊娠中の変形労働時間制の質問です。夜勤をしない場合（免除した場合）、その手当は払わなくてもよいのでしょうか。例えば夜勤ができる人ということで基本給が夜勤をやらない人より高いとか、職務手当がついている場合減らしてもよいのでしょうか。（団体職員より）

A1. 夜勤の勤務をする方へ支払う給与の項目について、基本給の中の「夜勤分」、「夜勤分の手当」、「職務手当（夜勤分として支払う）」の金額が明確であれば、夜勤をしない場合、**夜勤分の減額をすることは差し支えありません**。基本給と夜勤勤務の手当金額が明確に分けられない場合や、今まで他の労働者にはそのようなケースであっても夜勤分の手当を支払っていたような場合には、労働者の代表等と十分に話し合っただけで就業規則等に定めるなどの手続きをすれば夜勤をしない期間の夜勤手当の減額ができると考えられます。



Q2. 障害者の雇用において、クールダウンや休憩の時間の賃金はどうなるのでしょうか。合理的配慮と待遇の関係についての情報源があれば教えて下さい。

（企業経営者より）

A2. クールダウンは発達障害等のある方がパニックになったときに、静かな場所に移して落ち着かせることで、頻繁にパニックを起こす訳ではありません。体調不良で少し休憩するのと同じ扱いになるかと思います。過集中になりやすい人の場合は定期的に短い休憩を設定していることがあります。ノーワークノーペイの原則からいって賃金発生はないものと思われますが、5～10分程

度の短い時間が多いようで、実際には大目に見ている職場が殆どようです。



Q3. エイジレス雇用において、本人が辞める意思がなく、最低限の仕事も満足にできる能力がなく改善の見込みもない。業務サポートのため正規社員にも負担がかかってしまいます（業務の悪化等）。この場合、能力不足を理由に解雇とすることは可能でしょうか。または退職にした場合に問題となりますか。

（病院関係者より）

A3. まず60歳定年で高齢者雇用安定法に基づいて再雇用された場合、最低限の仕事も満足にできる能力がなく、改善の見込みがない場合であっても、本人が辞める意思がない以上、普通解雇するしかないのですが、普通解雇は難しいものと思います。解雇は客観的に合理的な理由があり社会通念上相当であることが必要とされているからです。これが、定年等の理由ではなく、採用したときに高齢者であったというのであれば、何回か注意しても改善が認められなかったという場合であれば、普通解雇が認められる場合もあります。その場合には単に高齢者という理由ではなく、会社が解雇を避けるためだけの**努力をしてきたというエビデンス（証拠）**を残しておかないと解雇権の濫用とみなされる場合がありますので、注意が必要です。よって、能力不足というだけでの解雇は無理だと思います。

…＜そのほかの気になるお仕事の疑問募集中＞…

▼あなたの会社の悩み受け付け中。総務人事担当者、役員、管理職の方で育児・障害・エイジレスの雇用に関してお困りの際は質問お寄せください！また、当事者からの職場や仕事での悩みやご質問も受け付けています。雇用環境整備士講習会の講師が回答いたします。

▼過去の講習会で寄せられたQ&Aバックナンバーは本機構ホームページから無料ダウンロードできます。

<http://www.jee.or.jp/workshop/workshop.html>

☆☆新着お知らせ☆☆

/本機構事務局より

(1) 雇用環境整備士カード資格者証

7～9月の雇用環境整備士資格講習会でカード資格者証をお申し込みされた方へ。完成お届けは11月中旬予定としておりましたが、**11月29日付**で東京本部より投函されます。もう少し少々お待ちください。



(2) 人材派遣許可および職業紹介許可取得

本機構では厚生労働大臣より上記許可を取得いたしました。今後は育児者・障害者・エイジレス（35歳以上）当事者と、これらの方を積極採用する雇用環境が整備されている企業との橋渡しを行っていく予定です。求人企業はもとより、国内の人材派遣会社等への人材推薦業務など間接的な支援を公益的に推進していく予定です。

(3) 本号予定の特集記事の変更について

本号に掲載予定されていましたが『従業員が若年認知症を発症した際に雇用主が知っておくべき知識』
執筆：宮永和夫（NPO 法人若年認知症サポーターセンター理事長）は事務局都合により来月号へ掲載となりました。

☆☆編集後記☆☆

〇おわりに

今号特集にはがんと就労の分野での著名な桜井氏に寄稿をお願いしました。TV・講演・ネット・書籍などで既にご存知の方も多いと思いますが、貴重な専門家の意見に触れる機会を頂けたと思います。というのも、整備士の方々からも障害者と難病者の雇用に関する質問は多いので、雇用環境整備も広範の観点で考えていく必要があると本機構でも思っているからです。 —事務局—

次号 **12**月号の特集は

『従業員が若年認知症を発症した際に雇用主が知っておくべき知識（仮題）』

/執筆：宮永和夫

（NPO 法人若年認知症サポーターセンター理事長）

-----12/25 日発刊メール配信予定-----

*執筆者の都合により内容変更になる場合がございます。

日本雇用環境整備機構ニュース第8号作成委員

編集長 日本雇用環境整備機構事務局長
編集 日本雇用環境整備機構事務局/総務部
監修 日本雇用環境整備機構事務局/広報部
協力 桜井なおみ（特集）/石井京子/池嶋貫二/小松誠
参考 雇用環境整備士（障害者雇用）資格テキスト内「職場定着 就職・継続雇用状況」抜粋
出典 2019. 10. 29 付 共同通信

……＜日本雇用環境整備機構 NEWS について＞……

●特集記事はパスワードを所有する情報交流制度の加盟員しか読むことができません。

●メールアドレス変更&配信停止

<http://www.jee.or.jp/mailmagazineout.htm>

●バックナンバーは下記からダウンロードできます。パスワードは事務局より受け取ってください。

<http://www.jee.or.jp/mailmagazine/mailmagazine.html>

★本誌は毎月1回、本機構の情報交流制度に加盟している方に無料で配信しています。加盟するには以下から。

<http://www.jee.or.jp/network/network.html>

雇用環境整備士クイズの答え：③と④が正しい

①新規求職申込件数は精神障害者が10万人と最多で、身体障害6万人、知的障害3万人と続く。特に前年比増加率は精神障害者が身体障害者の約8倍に増加した。②就業に至ったのは、精神障害者が4万8千人で身体障害者の2万6千人より多かった。③平均勤続年数は身体障害者10年、知的障害者7年、精神障害者3年と発表された。④厚労省の発表した障害者雇用実態調査結果報告書によると「コミュニケーションを容易にする手段や支援者の配置が不可欠」と考察されており、整備士のような知識者の設置は重要視されている。

このメールは情報交流制度加盟員及び本機構関係者へのみ配信している会員加盟員限定のサービスです。この内容に覚えがない場合や、システムに関するお問い合わせは下記まで。

お問い合わせ／本機構事務局：03-3379-5597

お問い合わせ受付時間／10:00～17:00（土・日曜日、祝日を除く）

10. 本誌の一部または全部を無断で引用、転載、放送することは、法律で定められた場合を除き、著作権者の権利の侵害となります。あらかじめ許諾をお求めくださいますようお願いいたします。

令和元年度 第2回【冬季】
『雇用環境整備士資格(第Ⅰ種～第Ⅳ種)』講習会開催のご案内

主催：一般社団法人日本雇用環境整備機構

■近年の労働者意識は“ワークライフバランス”なる用語の発生にも見られるように個々人のワークスタイルの多面化の傾向が顕著な時代となってきました。育児者・障害者・エイジレス（35歳以上又は高齢者）の活発な採用を国内促進すべきであることは、雇用主並びに使用者に課せられた責務ですが、これら対象者への雇用状況は決して十分なものとは言えず、且つ職場で勤務するこれら当事者にとっても理解ある適正な職場環境の整備を雇用主に望む声が大きくなってきております。

本機構では、このような事態に対応し、これら対象者の雇用促進と受け入れるにあたっての適正な職場環境整備のために、役員・管理職・人事総務担当部局にこれらの方々を雇用する前または雇用した後の専門知識者を育成・養成しています。本講習ではこれら対象者への労働関係法令や受け入れた際の知識と情報を講義し、知識を習得した者を雇用環境整備士として認定し、事業所内に専門知識を有する資格者として設置することで育児・障害・エイジレス雇用の適切な雇用環境整備の一層の推進に資することを目的としています。

育児介護休業法改正・障害者雇用促進法改正・高齢者雇用安定法改正等への不適合、職場環境の未整備により増加している労働争議・訴訟を未然に防ぐため専門知識者の育成と整備士の設置をお願い申し上げます。

※第Ⅳ種(学生雇用)が夏季新設され、学生を雇用した際の適正な職場環境整備の知識者も養成しています。

■雇用行政担当官、企業・団体の管理職及び人事・総務担当者、社会保険労務士、人材派遣や人材紹介等の業務に携わる関係者の方々は是非受講してください。

雇用均等両立、障害者雇用、エイジレス(35 歳以上の中途採用)、高齢者の継続雇用に携わる企業人事採用担当者並びに企業における管理職の役職に就かれております方等には本講習会を受講され、雇用環境整備士として今後の業務にご活用ください。また、社会保険労務士、産業カウンセラー、キャリアコンサルタント、人材派遣会社等での勤務者は雇用や指導に関する専門知識者としてご活用ください。

■資格者証交付・認定・登録（雇用環境整備士：全国延べ 7,785 名 R1 年 9 月末現在）

本講習を受講した者には資格者証を交付し、雇用環境整備士として認定並びに登録させていただきます。

※育児者雇用（第Ⅰ種）、障害者雇用（第Ⅱ種）、エイジレス雇用（第Ⅲ種）、学生雇用（第Ⅳ種）のいずれか 1 科目以上を受講された方を雇用環境整備士として認定しています。 *今回資格試験は行いません。

1. 開催地・開催科目・日程・会場（*申込者には受講票と会場地図をお送りします）

開催地	開催科目	開催日程・会場	開催地	開催科目	開催日程・会場
東京	第Ⅱ種(障害者雇用)	令和 2 年 1 月 28 日(火) 中野サンプラザ会議室	福岡	第Ⅰ種(育児者雇用)	令和 2 年 2 月 19 日(水) エムアイン博多駅東会議室
〃	第Ⅲ種(エイジレス雇用)	令和 2 年 1 月 29 日(水) 〃	〃	第Ⅱ種(障害者雇用)	令和 2 年 2 月 20 日(木) 〃
〃	第Ⅳ種(学生雇用)	令和 2 年 1 月 30 日(木) 〃	広島	第Ⅱ種(障害者雇用)	令和 2 年 2 月 21 日(金) RCC 文化センター会議室
〃	第Ⅰ種(育児者雇用)	令和 2 年 1 月 31 日(金) 〃	横浜	第Ⅱ種(障害者雇用)	令和 2 年 2 月 27 日(木) MYS 横浜西口会議室
仙台	第Ⅱ種(障害者雇用)	令和 2 年 2 月 5 日(水) 仙都会館会議室	大阪	第Ⅱ種(障害者雇用)	令和 2 年 3 月 3 日(火) 日本研修センター江坂
〃	第Ⅳ種(学生雇用)	令和 2 年 2 月 6 日(木) 〃	〃	第Ⅲ種(エイジレス雇用)	令和 2 年 3 月 4 日(水) 〃
名古屋	第Ⅱ種(障害者雇用)	令和 2 年 2 月 13 日(木) 安保ホール会議室	東京日曜	第Ⅱ種(障害者雇用)	令和 2 年 3 月 8 日(日) 中野サンプラザ会議室

※東京会場は各定員 100 名、以外の会場は各定員 50 名に達し次第受付終了となります。全会場満席が予想されますので
受講希望者はお早めにお申し込みください。今冬における以外の追加会場並びに追加開催は予定されておりません。

2. 講習科目・講師（講師の都合等により一部変更となる場合があります。）

(1) 挨拶（13：00～13：05）

(2) 雇用環境整備士概要（13：05～13：40）

(3) 講義内容はⅠ種・Ⅱ種・Ⅲ種・Ⅳ種により異なる（13：40～16：40）

【第Ⅰ種】育児者の雇用における現状と課題・関係法令解説及び雇用環境整備解説

馬場社会保険労務士事務所長

馬場実智代

【第Ⅱ種】障害者の雇用における現状と課題・関係法令解説及び雇用環境整備解説

一般社団法人日本雇用環境整備機構理事長／理事

石井京子・池嶋貫二

（※東京・仙台・名古屋・横浜会場は石井京子／大阪・福岡・広島会場は池嶋貫二）

【第Ⅲ種】エイジレスの雇用における現状と課題・関係法令解説及び雇用環境整備解説

一般社団法人日本人材派遣協会アドバイザー

大滝 岳光

【第Ⅳ種】学生の雇用における現状と課題・関係法令解説及び雇用環境整備解説

一般社団法人日本産業カウンセラー協会・特定社会保険労務士

圓城寺美紀

(4) 資格者証交付（16：40～16：50）

*今回資格試験は行いません。

3. 後援・協力依頼先（予定）

（一社）日本人材派遣協会、（一財）全国母子寡婦福祉団体協議会、（NP0）高齢社会をよくする女性の会、
（一社）高齢者活躍支援協議会、（NP0）障がい者ダイバーシティ研究会、（一社）日本産業カウンセラー協会
（一社）CSRプロジェクト、（一社）日本電気工事士協会

4. 参加費（税込、テキスト代含む）※参加費は当日会場で申し受けます。

一般 12,000 円、本機構の情報交流制度加盟員 10,000 円、後援・協力依頼先等の会員等 11,000 円、
行政庁職員 10,000 円、社会保険労務士資格者 11,000 円、産業カウンセラー資格者 11,000 円

5. 申込み方法

インターネットで下記へアクセスし、1 科目以上を選び、申込手順に従ってお申し込みください。
または下記申込書（1 名につき 1 枚。コピー可）に記入し、下記申込先宛郵送又は FAX してください。

<http://www.jee.or.jp/workshop/workshop.html>

6. 申込締切期日

開催の 1 週間前までにお申し込み下さい（※郵送によるお申し込みの場合は必着）。但し、締切日前でも定員（東京会場各 100 名、以外の会場各 50 名）に達し次第締め切ることがあります。
複数科目受講される場合は本機構の情報交流制度へのご加盟を推奨しております（HP より加盟可）。

7. 申込先・問合せ先

一般社団法人日本雇用環境整備機構 「雇用環境整備士講習係」（TEL. 03-3379-5597）
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 5-8-1 第一ともえビル 8F（オフィスタ内）

<雇用環境整備士資格講習会> 受講申込書（郵送・FAX 申込用/コピー可）

※インターネットによる申込の場合は必要ありません

フリガナ 受講者氏名	申込み会場（複数受講可）	区分（下記何れか選択）
	・東京Ⅱ（1/28） ・東京Ⅲ（1/29） ・東京Ⅳ（1/30） ・東京Ⅰ（1/31） ・仙台Ⅱ（2/5） ・仙台Ⅳ（2/6） ・名古屋Ⅱ（2/13）	・福岡Ⅰ（2/19） ・福岡Ⅱ（2/20） ・広島Ⅱ（2/21） ・横浜Ⅱ（2/27） ・大阪Ⅱ（3/3） ・大阪Ⅲ（3/4） ・東京日曜Ⅱ（3/8）
連絡先 〒□□□-□□□□	勤務先 TEL. () FAX. ()	自宅 (何れかに○をつけてください。FAXは必ず記入してください。) (内線)
都・道 府・県		
勤務先名・部課名：		

※この申込書に記載された個人情報は、講習実施に関する必要な書類等の作成、送付及び本講習の内容に関する情報の送付に使用します。それ以外の目的には使用いたしません。

FAX 送付先：03-3379-5596

～はじめての障害者雇用をされる企業へ～

『障害のある社員の受け入れに際して、職場の同僚社員への啓発・指導のために管理職及び人事担当者が知っておくべき知識講習会』開催ご案内

主催：一般社団法人日本雇用環境整備機構

■障害者雇用のための知識者の重要性は今後ますます増大します。

法定雇用率は平成 30 年 4 月より民間企業の場合は 2.2%へ引き上げられ、対象企業も従業員数 45.5 人以上の中小企業にも拡大されました。雇用率未達成企業において 300 人未満の大企業では 30%が、45 人以上 100 人未満の中小企業では 93%もの企業が障害者雇用ゼロ企業です。特に中小企業の大多数が障害者雇用をまだ始めている企業が多く、障害者雇用の取り組みが停滞している状況です。このため従来の制度一辺倒の取り組みだけではなく、一緒に働く同僚社員の意識改変や取り組みの意義の周知など組織一丸となって先進的な取り組みを進めている企業を社会的に評価されるような仕組みが必要になり、令和元年 6 月の法改正により、『中小企業の認定制度』が創設されました。これからは企業規模に関わらず障害者雇用ゼロ企業をなくし全ての企業が障害者雇用を促進し継続していかなければならなくなりました。

当講習会では、この法改正概要と新設された認定制度の解説、初めて障害者雇用に取り組む企業あるいは更に障害者雇用を促進したい企業における障害者の受け入れと対応、一緒に働く職場の同僚社員への啓発・指導・意識開発をするために必要な知識に的を絞って講義しますので、雇用環境整備士資格講習会の補足として、併せて習得していただくと効果的な講習会となっています。

■雇用行政担当官、企業・団体の管理職及び人事・総務担当者、国立・私立大学就職課担当者、病院・医療関係者、人材派遣や人材紹介の業務に携わる関係者の方々は是非受講して下さい。

障害者雇用の全国的な推進が始まった行政庁職員及び関係部課局担当官や企業人事採用担当者や管理職の役職に就かれております方等には、是非この機会に本講習会を受講され、今後の業務にご活用ください。また、総務・人事部課局への就職を希望する者、人材派遣会社や人材紹介会社等での勤務者や雇用環境整備士資格者（または整備士を目指す方）、医療関係者、学校就職課職員や就労支援機関などの支援者は雇用に関する専門知識者として勤務先において習得した知識をご活用ください。

■受講修了証交付

講習受講者には、本講習会を受講したことを証する受講修了証を交付いたします。

雇用環境整備士資格者（第Ⅱ種：障害者雇用）の方は単位取得制度認定講座 3 単位が付与されます。

同日同会場にて雇用環境整備士資格講習会も開催されますので、併せて受講いただくことも可能です。

*整備士以外の方でもどなたでも受講できます。

1. 開催地・日程・会場（*申込者には受講票と会場地図をお送りします）

開催地	日 程	会 場	開催地	日 程	会 場
東京	令和 2 年 1 月 28 日 (火)	中野サンプラザ	広島	令和 2 年 2 月 21 日 (金)	RCC 文化センター
仙台	令和 2 年 2 月 5 日 (水)	仙都会館	横浜	令和 2 年 2 月 27 日 (木)	MYS 横浜西口会議室
名古屋	令和 2 年 2 月 13 日 (木)	安保ホール	大阪	令和 2 年 3 月 3 日 (火)	日本研修センター江坂
福岡	令和 2 年 2 月 20 日 (木)	エイムアイン博多駅東	東京 日曜	令和 2 年 3 月 8 日 (日)	中野サンプラザ

*全会場講義時間は 10：00～12：15 になります。同日同会場で 13：00 からの雇用環境整備士資格講習会も併せて受講できます。

2. 講師

東京会場（全会場）・仙台会場・名古屋会場・横浜会場・・・本機構理事長 石井京子
大阪会場・福岡会場・広島会場・・・本機構理事 池嶋貫二

3. プログラム（予定）（都合により一部変更となる場合があります。）

1. 開会挨拶（10：00～10：05）
2. 障害者雇用促進準備のための基礎知識及び改正法・新制度解説（10:05～12:10）
3. 受講修了証交付（12：10～12：15）

4. 受講料区分（税込、テキスト代含む）※参加費は当日会場で申し受けます。

一般 5,000 円、本機構の情報交流制度加盟員 3,000 円、
既雇用環境整備士（第Ⅱ種）資格者 4,000 円、当日雇用環境整備士資格講習会を受講する方 4,000 円

5. 申込み方法

インターネットで下記へアクセスし、申込手順に従ってお申し込みください。または下記申込書（1名につき1枚。コピー可）に記入し、下記申込先宛郵送又はFAXしてください。

<http://www.jee.or.jp/workshop/workshop.html>

6. 申込締切期日

開催の1週間前までにお申し込みください。（※郵送によるお申し込みの場合は必着）
ただし、締切日前でも定員に達し次第締め切ることがありますのでお早めにお申し込みください。

7. 申込先・問合せ先

一般社団法人日本雇用環境整備機構「障害者雇用の知識講習係」（TEL. 03-3379-5597）
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 5-8-1 第一ともえビル 8F（オフィスタ内）

＜障害のある社員の受け入れに際して、職場の同僚社員への啓発・指導のために管理職及び
人事担当者が知っておくべき知識講習会＞ 受講申込書（郵送・FAX申込用/コピー可）

※インターネットによる申込の場合は必要ありません

フリガナ 受講者氏名	申込み会場（下記何れかに○を付けて下さい） ・東京会場(1/28) ・広島会場(2/21) ・仙台会場(2/5) ・横浜会場(2/27) ・名古屋会場(2/13) ・大阪会場(3/3) ・福岡会場(2/20) ・東京日曜会場(3/8)	区分 ・一般(5,000円) ・本機構の加盟員(3,000円) ・既にⅡ種整備士(4,000円) ・当日午後受講(4,000円)
連絡先 〒□□□□-□□□□ 都・道 府・県	勤務先・自宅 (何れかに○をつけてください。FAXは必ず記入してください。) TEL. () (内線) FAX. ()	
勤務先名・部課名：	雇用環境整備士資格	有 ・ 無
障害者等の雇用に関心のある事項（アンケート調査） 身体障害 ・ 発達障害 ・ 精神障害 ・ 難病や鬱		

※整備士講習など複数受講される場合は本機構の情報交流制度へのご加盟を推奨しております（HPよりどなたでも加盟可）。

※この申込書に記載された個人情報、講習実施に関する必要な書類等の作成、送付及び本講習の内容に関する情報の送付に使用します。それ以外の目的には使用いたしません。

FAX 送付先：03-3379-5596

『外国人を雇用する際に雇用主及び人事担当者が知っておくべき知識と育児中の外国人を雇用するポイント講習会』開催のご案内

主催：一般社団法人日本雇用環境整備機構

■ 労働力人口の減少による外国人労働者雇用の需要が増大しています

コンビニや飲食店等いたるところで外国人労働者を見かける機会が増えました。深刻な労働力不足から、多くの企業が外国人労働者の雇用を拡大しています。少子高齢化が進行する中で、外国人労働者の労働力の有効活用は企業にとってこれからの大きなテーマとなってくるでしょう。本講習では、外国人を雇用する事業主が知っておくべき知識習得を目的として、TVのニュース等で取り上げられている新たな在留資格について、何故いま法改正が必要なのか、そして法改正によって何がどう変わるのか、雇用主として今更聞けない、しかし知っておかなければならない外国人雇用の基礎知識について講義します。

■ 外国人労働者にかかわる法律の改正と外国人の雇用で必要となる労務管理の基礎知識

外国人を雇用するにあたって、日本人を雇用する場合との違いを雇用主・使用者は当然知っておかなければ労働争議やトラブルになります。例えば、就労時間に制限のある外国人労働者を、制限時間を超えて就労させた場合、法律違反として事業主は罰則を受けることになります。外国人を雇用する際に最低限これだけは知っておくべき法律、外国人労働者ならではの注意しなければならない具体的事項、及び業種・業界によっては外国人主婦や育児中の外国人をパートタイマー等で雇用する場面が今後増えてくると思われますが、育児中の外国人労働者に関して特に注意しなければならない雇用主（特に役員・管理職・現場責任者・総務人事担当者）が知っておくべき労務管理の基礎知識、ポイントなどを解説することで社内の知識者養成に主眼を置いた講習内容となっています。

■ 雇用行政担当官、企業・団体の管理職及び人事・総務担当者、社会保険労務士、人材派遣や人材紹介等の業務に携わる関係者の方々は是非受講してください。

労働・雇用に関わる行政担当官、外国人労働者雇用に関わる企業人事採用担当者並びに企業における管理職の役職に就かれております方等には、是非この機会に本講習会を受講され、今後の業務にご活用ください。また、総務・人事部課局への就職希望者や社会保険労務士、外国人を活用する業種の自営業者や現場責任者、人材派遣会社等での勤務者の方は習得した知識を勤務先において是非ご活用下さい。

■ 受講修了証交付

講習受講者には、本講習会を受講したことを証する受講修了証を交付いたします。

雇用環境整備士（第I種）資格者の方は単位取得制度認定講座3単位が付与されます。

同日同会場にて雇用環境整備士資格講習会も開催されますので、併せて受講いただくことも可能です。

*整備士以外の方でもどなたでも受講できます。

(注)令和元年7～9月開催の同名講習会と講義内容は同じですので、夏季に既に受講された方はご注意ください。

1. 開催地・日程・会場・定員（*申込者には受講票と会場地図をお送りします）

開催地	日 程	会 場	定 員
東京会場	令和2年1月31日（金）	中野サンプラザ会議室	50人
福岡会場	令和2年2月19日（水）	エイムアテイン博多駅東会議室	50人

2. 講 師 馬場社会保険労務士事務所長・雇用環境整備士資格（第Ⅰ種）講習会講師 馬場実智代

3. プログラム（予定）（都合により一部変更となる場合があります。）

1. 開会挨拶（10：00～10：05）
2. 出入国管理及び難民認定法（入管法）改正の経緯と法律の概要（10：05～10：30）
3. 外国人雇用における現状と雇用に際して注意すべき基礎知識（10：30～11：50）
4. 育児中の外国人を雇用する際に雇用主が知っておくべきポイント（11：50～12：10）
5. 受講修了証交付（12：10～12：15）

4. 受講料（税込） ※受講料は当日会場で申し受けます。

一般 5,000 円、本機構の情報交流制度加盟員 3,000 円、
既雇用環境整備士（第Ⅰ種）資格者 4,000 円、当日雇用環境整備士資格講習会を受講する方 4,000 円

5. テキスト（当日全員へ無料配布します）

本講習テキストは「外国人雇用に関する Q&A」（東京労働局職業安定部）、「まる分かり 2019 年施行入管法～特定技能資格の創設～」（労働新聞社編）等を参考に本講習講師が作成した資料とスライドを使用します。

6. 申込み方法

インターネットで下記へアクセスし、申込手順に従ってお申し込みください。または下記申込書（1 名につき 1 枚。コピー可）に記入し、下記申込先宛郵送又は FAX してください。

<http://www.jee.or.jp/workshop/workshop.html>

7. 申込締切期日

開催の 1 週間前までにお申し込みください。（※郵送によるお申し込みの場合は必着）
ただし、締切日前でも定員に達し次第締め切ることがありますのでお早めにお申し込みください。

8. 申込先・問合せ先

一般社団法人日本雇用環境整備機構 「外国人雇用講習会係」（TEL. 03-3379-5597）
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 5-8-1 第一ともえビル 8F（オフィスタ内）

<外国人を雇用する・育児中の外国人を雇用するポイント講習会>

受講申込書（郵送・FAX 申込用/コピー可）

※インターネットによる申込の場合は必要ありません

フリガナ 受講者氏名	希望会場 ・ 東京 1/31 ・ 福岡 2/19	区分（下記何れかに○を付けてください） ・ 一般（5,000円） ・ 本機構の情報交流制度加盟員（3,000円） ・ 既雇用環境整備士（第Ⅰ種）（4,000円） ・ 当日整備士講習会を併せて受講する者（4,000円）
連絡先 勤務先 ・ 自宅（何れかに○をつけてください。FAXは必ず記入してください。） 〒□□□-□□□□ TEL. () (内線) FAX. () 都・道 府・県		
勤務先名・部課名：		雇用環境整備士資格 有 ・ 無

※整備士講習など複数受講される場合は本機構の情報交流制度へのご加盟を推奨しております（HP よりどなたでも加盟可）。

※この申込書に記載された個人情報は、講習実施に関する必要な書類等の作成、送付及び本講習の内容に関する情報の送付に使用します。それ以外の目的には使用いたしません。

FAX 送付先：03-3379-5596

『高齢者を継続雇用ではなく“中途採用”で雇用する際に 雇用主や人事担当者が知っておくべき知識講習会』開催ご案内

主催：一般社団法人日本雇用環境整備機構

■ 労働人口の減少で高齢者雇用の必要性が増加しています。

近年、高齢者の採用がメディア等でクローズアップされるようになりました。少子化による若年労働者の減少により、労働力の確保から企業においても今まで以上に高齢者雇用の必要性が増加しています。少子化が進行する中で、高年齢労働者の継続雇用制度の体制は各社強化されつつある一方で、“中途採用”においての目立った取り組みはなく労働者側にも企業側にも高い壁ができてしまっているのが現実です。高年齢労働力の有効活用は企業にとって今後さらに大きなテーマとなってくるでしょう。本講習では、“高齢者の中途採用方式”を行う上で、何故いま中途採用が必要なのか、雇用主として今更聞けない、しかし知っておかなければならない高齢者の中途採用における基礎知識について講義します。

■ 高年齢労働者の中途採用における近年の動向と中途採用で必要となる労務管理の基礎知識

高齢者を中途採用するにあたって、高齢者を雇用する目的は、「労働力の確保」、「知識の活用」、「スキル・ノウハウの伝承」とされている企業が多くあります。その一方、「処遇」や「モチベーションの持たせ方」について困っているという声も多くあります。本講義では、高齢者の継続雇用と中途採用の違いについての総論、中途採用の現状や動向、雇用する際に最低限これだけは知っておくべきポイントについて講義します。これからの企業は継続雇用するだけでは不十分で、中途採用で雇用する場面も更に増えてくると思われます。雇用主が知っておくべき労務管理の基礎知識とポイント、中途採用を行う場合に関係する助成金制度や事例を解説する社内の知識者養成に主眼を置いた講習内容となっています。

■ 雇用行政担当官、企業・団体の管理職及び人事・総務担当者、社会保険労務士、人材派遣や人材紹介等の業務に携わる関係者の方々は是非受講してください。

労働・雇用に関わる行政担当官、高齢者雇用に関わる企業人事採用担当者並びに企業における管理職の役職に就かれております方等には、是非この機会に本講習会を受講され、今後の業務にご活用ください。また、総務・人事部課局への就職希望者や社会保険労務士、高齢者を活用する業種の自営業者や現場責任者、人材派遣会社等での勤務者の方は習得した知識を勤務先において是非ご活用下さい。

■ 受講修了証交付

講習受講者には、本講習会を受講したことを証する受講修了証を交付いたします。

雇用環境整備士（第Ⅲ種）資格者の方は単位取得制度認定講座 3 単位が付与されます。

同日同会場にて雇用環境整備士資格講習会も開催されますので、併せて受講いただくことも可能です。

*整備士講習はエイジレス（35 歳以上～高齢者）の雇用関連全般です。本講習はエイジレスの中の高齢者雇用の特に“中途採用”の部分に焦点を合わせて解説する整備士講習の附属的な講義内容です。

*整備士以外の方でもどなたでも受講できます。

1. 開催地・期日・会場・定員（*申込者には受講票と会場地図をお送りします）

開催地	期 日	会 場	定 員
東京会場	令和 2 年 1 月 29 日（水）	中野サンプラザ会議室	50 人
大阪会場	令和 2 年 3 月 4 日（水）	日本研修センター江坂会議室	50 人

2. 講 師 ゆき社会保険労務士事務所長・働き方改革推進支援センター相談員 藤原 優希

3. プログラム（予定）（都合により一部変更となる場合があります。）

1. 開会挨拶（10：00～10：05）
2. 高齢者雇用における現状と今後の動向（10：05～10：20）
3. 高齢者の中途採用におけるポイントと注意すべき基礎知識（10：20～11：50）
4. 中途採用方式での高年齢労働者雇用における事例紹介（11：50～12：10）
5. 受講修了証交付（12：10～12：15）

4. 受講料（税込） ※受講料は当日会場で申し受けます。

一般 5,000 円、本機構の情報交流制度加盟員 3,000 円、
既雇用環境整備士（第Ⅲ種）資格者 4,000 円、当日雇用環境整備士資格講習会を受講する方 4,000 円

5. テキスト（当日全員へ無料配布します）

本講習テキストは、厚生労働省掲載資料、その他労働新聞社編等を参考に本講習講師が作成した資料とスライドを使用します。

6. 申込み方法

インターネットで下記へアクセスし、申込手順に従ってお申し込みください。または下記申込書（1名につき1枚。コピー可）に記入し、下記申込先宛郵送又はFAXしてください。

<http://www.jee.or.jp/workshop/workshop.html>

7. 申込締切期日

開催の1週間前までにお申し込みください。（※郵送によるお申し込みの場合は必着）
ただし、締切日前でも定員に達し次第締め切ることがありますのでお早めにお申し込みください。

8. 申込先・問合せ先

一般社団法人日本雇用環境整備機構 「高齢者中途採用講習会係」（TEL. 03-3379-5597）
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 5-8-1 第一ともえビル 8F（オフィスタ内）

＜高齢者を中途採用する際に人事担当者が知っておくべき知識講習会＞
受講申込書（郵送・FAX申込用/コピー可）

※インターネットによる申込の場合は必要ありません

フリガナ	希望会場	区分（下記何れかに○を付けてください）
受講者氏名	・ 東京 1/29 ・ 大阪 3/4	・ 一般（5,000円） ・ 本機構の情報交流制度加盟員（3,000円） ・ 既雇用環境整備士（第Ⅲ種）（4,000円） ・ 当日整備士講習会を併せて受講する者（4,000円）
連絡先 勤務先 ・ 自宅（何れかに○をつけてください。FAXは必ず記入してください。） 〒□□□-□□□□ 都・道 府・県	TEL. () (内線) FAX. ()	
勤務先名・部課名：	雇用環境整備士資格	有 ・ 無

※整備士講習など複数受講される場合は本機構の情報交流制度へのご加盟を推奨しております（HPよりどなたでも加盟可）。
※この申込書に記載された個人情報は、講習実施に関する必要な書類等の作成、送付及び本講習の内容に関する情報の送付に使用します。それ以外の目的には使用いたしません。

FAX 送付先：03-3379-5596